

台東区介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱

平成21年11月1日
21台福介第648号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第42条第4項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第4項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第4項、第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17、第115条の27及び第115条の33の規定に基づき、介護保険に係るサービス提供事業者、介護保険施設等（以下「サービス事業者等」という。）に対して台東区（以下「区」という。）が行う指導及び監査について、基本的な事項を定めるものとする。

(指導及び監査の目的)

第2条 指導は、サービス事業者等が行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る施設サービス及び居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関し、法令、通達及び台東区が別に定める指導に係る基準（以下「指導基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、サービス事業者等への支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保、利用者保護、保険給付の適正化を図ることを目的とする。

2 監査は、介護給付等対象サービスの内容、介護報酬の請求及び業務管理体制の整備に関し、法に定める勧告、命令、指定の取消し及び期間を定めたその効力の全部若しくは一部の停止に該当する場合又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）又は利用者等について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき区が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、事実関係を的確に把握

し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とし、介護給付等対象サービスの質の確保、保険給付の適正化及び業務管理体制の適正な整備・運用を図ることを目的とする。

(指導及び監査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導及び監査の対象は、次に掲げるサービス事業者等とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定居宅介護支援事業者
- (4) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院
- (5) 指定介護予防サービス事業者
- (6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (7) 指定介護予防支援事業者
- (8) 居宅介護及び介護予防のための住宅改修を行う者
- (9) 第1号から第7号までに掲げるサービスを特例により提供する者

(指導)

第4条 指導は、介護給付等対象サービスの基準等及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、指導基準等に照らし改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

2 指導の形態は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導 指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム及びホームページ等をいう。以下同じ。）の活用による動画の配信等の方法により行うことができる。
- (2) 運営指導 指導の対象となるサービス事業者等の事業所において、原則、現地に行うこととし、次に掲げる区分による。

ア 一般指導 区が単独で行うもの
イ 合同指導 区が東京都等と合同で行うもの

3 指導の対象とするサービス事業者等の選定基準は、次のとおりとする。

- (1) 指導は、すべてのサービス事業者等を対象とし、指導形態別の対象サービス事業者等の選定基準は別表第1のとおりとする。
- (2) 指導対象の選定に当たっては、利用者等、保険者及び東京都からの情報のみならず、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の

介護保険適正化システムによる情報を活用するものとする。

(3) サービス事業者等に対し、都道府県又は他の区市町村が、運営指導を行った結果、特に問題が認められなかったサービス事業者等については、当該年度における運営指導は省略することができる。

4 指導の実施方針及び実施計画は、次のとおりとする。

(1) 指導を効率的かつ効果的に実施するため、指導の重点事項、指導目標等を掲げる指導実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度、別に定めるものとする。

(2) 実施方針に基づき、当該年度の指導班の編成、運営指導の規模等を含む実施計画を別に定めるものとする。

5 指導の実施方法等は、福祉課指導検査係（以下「指導検査係」という。）が、必要に応じて介護保険課と連携し、又は分担して、次のとおり行うものとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知 指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者、指導内容等を当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法 指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

(2) 運営指導

ア 指導通知 指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ運営指導の根拠規定及び目的、実施日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等及び当日の流れ等を文書により、当該サービス事業者等に通知する。ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合には、指導の開始時に当該文書を提示することにより行うことができるものとする。

イ 指導方法 運営指導は、事業種別ごとの指導基準等に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。この場合において、業務管理体制の整備・運用状況の確認等にあたっては、「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」（平成21年3月30日老発第0330077号厚生労働省老健局長通知）を踏まえて実施し、実施方法については、業務管理体制の整備・運用状況を適切に確認できる方法であれば、実地検査に限らず書面検査により実施することができる。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、オンライン等を活用することができる。

ウ 指導体制 運営指導は、2名以上の指導班を編成して実施する。

エ 指導を行う職員は、厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年省令第175号。以下「特例省令」という。）に定める身分証明書を携行し、必要に応じてこれを提示するものとする。

オ 指導結果の通知等 指導の結果については、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた事項を含め、後日、文書により通知を行う。

カ 改善報告書の提出 サービス事業者等に対して、文書により改善を指摘した場合は、指導結果通知後30日以内に、改善報告書の提出を求めるものとする。

キ 検査結果等の情報共有 検査結果及びその内容については、決裁時の合議により関係所管課に情報共有を行う。

6 運営指導の実施に当たっては、あらかじめサービス事業者等から指導に必要な書類の提出を求めることができる。

7 指導後の措置は、次のとおりとする。

(1) 運営指導の結果、指摘した事項について、改善が不十分であるサービス事業者等に対しては、必要に応じて、再度、運営指導等を行う。

(2) 運営指導の結果、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求等に関し、不当な事実を確認したときは、所管課は、当該サービス事業者等に対し、指摘を行った事項に係る自主点検をさせ、かつ、その結果を報告させるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。

(3) 運営指導の結果、次条第2項に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行う。

8 集団指導及び運営指導の実施にあたっては東京都及び関係区市町村と互いに連携を図り、必要な情報交換に努めるものとする。

9 運営指導中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

(1) 台東区長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼし

ていると認められる場合

(監 査)

第5条 監査は、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について不正若しくは著しい不当が疑われる場合、利用者等について高齢者虐待防止法に基づき区が虐待の認定を行った場合若しくは人格尊重義務違反である場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

2 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、サービス事業者等が、別表第2に掲げる事由のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報
- (2) 区が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- (3) 東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (4) 連合会、苦情相談室等からの通報情報
- (5) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示すサービス事業者等
- (6) 区が法第23条の規定により指導を実施して、サービス事業者等について確認した指定基準違反等

3 監査方法等

- (1) 別表第2に規定する監査の選定基準を踏まえ、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下、「実地検査等」という。）を行うものとする。
- (2) 業務管理体制の整備・運用状況の確認等にあたっては、「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」（平成21年3月30日老発第0330077号厚生労働省保健局長通知）を踏まえて実施するものとする。
- (3) 指定権限が東京都にある指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設開設者、介護老人保健施設開設者、介護医療院開設者及び指定介護予防サービス事業者について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都知事に対して行うものとする。
- (4) 実施通知 監査対象となるサービス事業者等を決定したときは、あら

かじめ監査の根拠規定、実施日時、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該サービス事業者等に通知する。ただし、緊急に監査を実施する必要が生じた場合は、監査の開始時に当該文書を提示することにより行うことができる。

(5) 監査調書の作成 監査担当者は、監査後、監査調書を作成する。

(6) 監査体制等 監査の実施にあたっては、原則として、指導検査係及び介護保険課の合同で班を編成する。

(7) 身分証明書 監査を行う職員は、特例省令に定める身分証明書を携行し、必要に応じてこれを提示するものとする。

4 監査結果の通知等については、次のとおりとする。

(1) 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

(2) 当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

5 指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第5章第3節「指定地域密着型サービス事業者」、第4節「指定居宅介護支援事業者」、第7節「指定地域密着型介護予防サービス事業者」、第8節「指定介護予防支援事業者」及び第9節「業務管理体制の整備」の「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき、次に掲げる行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告 サービス事業者等に指定基準違反等又は人格尊重義務違反の事実が確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。この場合において、勧告を受けた当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとし、勧告に従わなかったときは、区は、その旨を公表することができる。

(2) 命令 サービス事業者等が正当な理由がなく前号の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。この場合において、命令を受けた当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとし、区は、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

(3) 指定の取消し等 指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号のいずれかに該当する場合には、当該サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

(4) 聴聞等 監査の結果、当該サービス事業者等が第2号の命令又は前号

の指定の取消し等の処分に該当すると認められる場合は、監査後、第2号の命令又は前号の指定の取消し等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の規定は適用しない。

- (5) 経済上の措置 第1号の勧告、第2号の命令又は第3号の指定の取消し等を行った場合には、保険給付の全部又は一部について、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等として徴収するものとする。この場合において、当該不正利得の徴収等の方法は、連合会に連絡し当該サービス事業者等に支払うべき介護報酬からこれを控除させるよう措置するもの又は不正利得相当額について当該サービス事業者等から直接徴収するものとする。なお、第2号の命令又は第3号の指定の取消し等を行った場合には、当該サービス事業者等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるものとする。
- (6) 行政上の措置の公示等 監査の結果、指定の取消し等を行ったときは、法第78条の11、第85条、第115条の20又は第115条の30の規定により速やかにその旨を公示するとともに、法第78条の11第4号又は第115条の20第3号の規定に該当する場合は、その旨を東京都知事に対し届け出る。
- (7) 地域密着型サービス運営委員会 指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し等を行った場合は、地域密着型サービス運営委員会に報告するものとする。

（東京都等への通知）

第6条 指導又は監査を行った結果、サービス事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を東京都知事に通知する。

- (1) 法第74条第1項、第88条第1項、第97条第2項、第111条第2項及び第115条の4第1項に規定する員数を満たしていない場合
- (2) 法第74条第2項、第88条第2項、第97条第3項、第111条第3項及び第115条の4第2項に規定する基準に従った適正な運営がなされていない場合
- (3) 法第76条の2第1項、第91条の2第1項、第103条第1項、第114条の5第1項及び第115条の8第1項の各号のいずれかに該当する場合
- (4) 法第77条第1項、第92条第1項、第104条第1項、第114条の6第1項及び第115条の9第1項のいずれかに該当する場合

- (5) 法第100条第3項及び第114条の2第3項に該当する場合
- 2 指導又は監査を行った結果、指定居宅介護支援事業者（他の区市町村長が法第46条第1項の指定をした者に限る。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知する。
- (1) 法第81条第1項に規定する員数を満たしていない場合
 - (2) 法第81条第2項に規定する基準に従った適正な運営がなされていない場合
 - (3) 法第83条の2第1項の各号のいずれかに該当する場合
 - (4) 法第84条第1項の各号のいずれかに該当する場合

(厚生労働省及び東京都並びに関係機関との連携)

- 第7条 指導及び監査の効果を高めるために、東京都及び他の保険者並びに国保連合会との連携を図るものとする。
- 2 指導及び監査の実施状況等について、厚生労働大臣及び東京都知事に報告するものとする。

(その他)

- 第8条 指導結果の通知、勧告及び命令を行った場合は、その内容について、利用者保護の観点から、サービス事業者等の事業活動区域に該当する保険者及び利用者等への情報提供に努めるものとする。

(委 任)

- 第9条 法令及びこの要綱に定めるもののほか、指導等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。
- 2 介護サービス事業者等に対する調査及び指導実施要綱（平成16年9月21日16台保介第266号）は廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年9月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

指導対象の選定基準（指導形態別）

指導の形態		選定基準
集団指導		(1) 介護給付等対象サービスを開始したサービス事業者等で、概ね事業開始1年以内のもの (2) 運営指導の対象外とされたサービス事業者等で、指導内容に該当するもの (3) その他、集団指導を行うことが適当と認められるサービス事業者等
運営指導	一般指導	(1) 前年度、集団指導の対象となった介護保険施設 (2) 前年度及び前々年度、集団指導の対象となった指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者 (3) 集団指導の対象となった指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者 (4) 従業者並びに利用者等及びその家族、連合会、東京都等からの情報提供を受けて、一般指導を行うことが必要と認められるサービス事業者等 (5) 法に規定される勧告、命令を受け、改善を求められたサービス事業者等 (6) 新たに指定を受けた指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者 (7) 運営指導を実施していない事業者の中から、無作為に抽出した事業者 (8) その他、特に一般指導を行うことが必要と認められるサービス事業者等
	合同指導	(1) 複数の区市町村で指定を受けているサービス事業者等 (2) その他、都又は区市町村が特に合同指導を行うことが必要と認めるサービス事業者等

別表第2（第5条関係）

監査の選定基準

- 1 介護給付等対象サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 2 介護報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 3 法第74条、第78条の4、第81条、第88条、第97条、第111条、第115条の4、115条の14又は第115条の24に規定する基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- 4 度重なる指導を行っても、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に改善がみられないとき。
- 5 正当な理由がなく指導を拒否したとき。